

寒川総合図書館管理運営規則新旧対照表

現行	改正案
第1条 (略) <u>(事業)</u>	第1条 (略) <u>(削る)</u>
第2条 総合図書館は、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第3条の規定に基づき、次の事業を行う。	
(1) 図書館資料(法第3条第1号に掲げる図書館資料をいう。以下同じ。)の収集、整理及び保存	
(2) 図書館資料の館内利用及び貸出	
(3) 図書館資料の利用のための相談	
(4) 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示等の主催及び奨励	
(5) 館報その他の読書資料の発行及び頒布	
(6) 時事に関する情報及び参考資料の紹介及び提供	
(7) 他の図書館、学校、公民館、研究所等との連絡及び協力	
(8) 図書館資料の他の図書館間との相互貸借	
(9) その他図書館の目的達成のために必要な事業	
(休館日)	(休館日)
第3条 総合図書館(分室を除く。)の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。	第2条 総合図書館(分室を除く。)の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 特別整理日(年7日以内で_____教育委員会教育長 (以下「教育長」という。)が定める日) <u>(加える)</u>	(3) 特別整理日(年7日以内で指定管理者(条例第3条第1項に規定する指定管理者をいう。)が教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の承認を得て定める日)
2 分室の休館日は、寒川町立公民館の使	2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育長の承認を得て、休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。
3 分室の休館日は、寒川町立公民館の使	3 分室の休館日は、寒川町立公民館の使

用、管理及び組織に関する規則(昭和54年寒川町教育委員会規則第6号)第4

条第1項第1号から第3号までに定める日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは
_____、休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。

(開館時間)

第4条 総合図書館(分室を除く。)の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は午後5時までとする。

(加える)

2 分室の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは
_____、開館時間を変更することができる。

(利用の制限)

第5条 館長は、館内の秩序を乱すおそれ又は行為のある者に対しては、入館を制限し、又は退館させることができる。

2 館長は、この規則の規定及び館長の指示に違反した者に対しては、図書館の施設若しくは機器又は図書館資料
_____の利用を一時停止し、又は禁止することができる。

(利用登録及び貸出手続き)

用及び管理に関する規則(昭和54年寒川町教育委員会規則第6号。次条第4項において「公民館規則」という。)第3条に定める日とする。

4 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ教育長及び寒川町立公民館の指定管理者(次条第4項において「教育長等」という。)の承認を得て、休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。

(開館時間)

第3条 総合図書館(分室を除く。)の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

3 分室の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

4 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ教育長(変更後の開館時間が公民館規則第4条第1項に定める使用時間の範囲を超える場合は、教育長等)の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(利用の制限)

第4条 指定管理者は、館内の秩序を乱すおそれ又は行為のある者に対しては、入館を制限し、又は退館させることができる。

2 指定管理者は、この規則の規定及び指定管理者の指示に違反した者に対しては、図書館の施設若しくは機器又は図書館資料(図書館法(昭和25年法律第118号)第3条第1号に掲げる図書館資料をいう。以下同じ。)の利用を一時停止し、又は禁止することができる。

(利用登録及び貸出手続き)

第6条 図書館資料の貸出を受けることができる者は、本町に居住し、又は通勤し、若しくは通学している者及び本町と広域利用実施協定を締結した地方公共団体に在住している者とする。ただし、館長

_____が必要と認めた者については、この限りではない。

2 (略)

(図書館利用券の紛失等の届出)

第7条 前条第2項の規定による図書館利用券を紛失したとき又は利用申込書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに館長_____に届け出なければならぬ。

(図書資料の貸出の期間及び冊数)

第8条 図書の貸出期間は、貸出日から15日以内とし、同時に貸出を受けることができる冊数は、未返却資料も含めて1人につき10冊までとする。ただし、館長_____が必要と認めたときは、期間及び冊数を変更することができる。

2 (略)

(視聴覚資料の貸出の期間及び点数等)

第9条 視聴覚資料の貸出期間は、貸出日から8日以内とし、同時に貸出を受けることができる点数は、未返却資料も含めて1人につき2点までとする。ただし、館長_____が必要と認めたときは、期間及び点数を変更することができる。

2 (略)

(館外貸出の制限)

第10条 貴重図書その他の館長_____が特に指定した図書館資料は、館外貸出を行わないものとする。

(返却を怠つた者に対する措置)

第11条 館長_____は、図書館資料を貸出期間内に返却しなかつた者に対し、期間を定めて貸出を制限し、又は禁止する

第5条 図書館資料の貸出を受けることができる者は、本町に居住し、又は通勤し、若しくは通学している者及び本町と広域利用実施協定を締結した地方公共団体に在住している者とする。ただし、教育長が必要と認めた者及びあらかじめ教育長の承認を得て指定管理者が必要と認めた者については、この限りではない。

2 (略)

(図書館利用券の紛失等の届出)

第6条 前条第2項の規定による図書館利用券を紛失したとき又は利用申込書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに指定管理者に届け出なければならぬ。

(図書資料の貸出の期間及び冊数)

第7条 図書の貸出期間は、貸出日から15日以内とし、同時に貸出を受けることができる冊数は、未返却資料も含めて1人につき10冊までとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、期間及び冊数を変更することができる。

2 (略)

(視聴覚資料の貸出の期間及び点数等)

第8条 視聴覚資料の貸出期間は、貸出日から8日以内とし、同時に貸出を受けることができる点数は、未返却資料も含めて1人につき2点までとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、期間及び点数を変更することができる。

2 (略)

(館外貸出の制限)

第9条 貴重図書その他の指定管理者が特に指定した図書館資料は、館外貸出を行わないものとする。

(返却を怠つた者に対する措置)

第10条 指定管理者は、図書館資料を貸出期間内に返却しなかつた者に対し、期間を定めて貸出を制限し、又は禁止する

ことができる。

(利用場所)

第12条 館内で図書館資料を利用する者は、所定の場所で利用しなければならない。

(図書館資料の弁償)

第13条 利用者は、図書館資料を著しく汚損し、破損し、又は紛失したときは、現品をもつて弁償しなければならない。ただし、現品による弁償ができない場合は、館長が別に指定する方法によるものとする。

(図書資料の複写)

第14条 図書資料の複写は、著作権の侵害のおそれがないと認められるときに限り、許可するものとする。ただし、技術上複写が困難なもの、その他館長が不適当と認めたものは複写することができない。

2 (略)

(寄贈及び寄託)

第15条 総合図書館は、館長が特に必要と認めたときは、図書館資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2・3 (略)

4 総合図書館は、寄託された図書館資料をやむを得ない事由により滅失若しくは紛失し、又は汚損したときは、その責めを負わない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、総合図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

～略～

ことができる。

(利用場所)

第11条 館内で図書館資料を利用する者は、所定の場所で利用しなければならない。

(図書館資料の弁償)

第12条 利用者は、図書館資料を著しく汚損し、破損し、又は紛失したときは、指定管理者にその旨を届け出て、現品をもつて弁償しなければならない。ただし、現品による弁償ができない場合は、教育長が別に指定する方法によるものとする。

(図書資料の複写)

第13条 図書資料の複写は、著作権の侵害のおそれがないと認められるときに限り、許可するものとする。ただし、技術上複写が困難なもの、その他指定管理者が不適当と認めたものは複写することができない。

2 (略)

(寄贈及び寄託)

第14条 指定管理者は、特に必要と認めたときは、あらかじめ教育長の承認を得て、図書館資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2・3 (略)

4 指定管理者及び教育委員会は、寄託された図書館資料をやむを得ない事由により滅失若しくは紛失し、又は汚損したときは、その責めを負わない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、総合図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

～略～

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。